

オンライン資格確認等システム 運用マニュアル

■ 令和 5 年 4 月 18 日 2.30 版

オンライン資格確認の照会結果に関して	
12	<p>マイナンバーカードでの資格確認の結果、資格を喪失しているなど有効な資格が存在しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●退職等で月末に資格を喪失した患者がその翌月の初めに来院した場合などに中間サーバー等からオンライン資格確認等システムに最新の資格情報が連携されていない場合があります。 ●患者から新資格の健康保険証又は保険者の証明書を提示された場合は、患者の自己負担分（3割分等）を受領してください。<u>新資格の健康保険証又は保険者の証明書が提示されない場合は、患者からは10割分を受領してください。後日、保険資格を確認後、資格の負担割合に応じて患者に払い戻してください。</u>



■ 令和 5 年 6 月 2 日 2.40 版

オンライン資格確認の照会結果に関して	
12	<p>マイナンバーカードでの資格確認の結果、資格を喪失しているなど有効な資格が存在しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●退職等で月末に資格を喪失した患者がその翌月の初めに来院した場合などに中間サーバー等からオンライン資格確認等システムに最新の資格情報が連携されていない場合があります。 ●<u>マイナンバーカードの券面に記載された生年月日情報に基づいて自己負担分（3割負担等）をお支払いいただき、事後に正確な資格情報の確認ができた段階で、訂正の必要がある場合には、所要の手続きを行っていただくことが考えられます。</u>